

平成28年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年12月5日（月）
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成28年12月5日（月） 午前8時57分
閉 会 日 時	平成28年12月5日（月） 午前11時10分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 委 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
委員会欠席 委 員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 9 7 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 9 8 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 吉田 憲司

市民部副部長兼資産税課長

佐藤 康夫

市民課長 田口千恵子

市民税課長 原口 信行

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 新井巳代子

川里支所副支所長 松村 洋充

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 馬橋 陽一

環境経済部副部長兼農業委員会
事務局長 新井 昭

環境経済部参事兼観光戦略課長

大沢 昌弘

産業振興課長 町田 浩一

環境課長 関口 泰清

書 記 岡 崎 夏 子
篠 原 亮

(開会 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と羽鳥健委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第97号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第97号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市民税課長) それでは、議案第97号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の趣旨をご説明申し上げます。

説明資料を議場にて配付してありますので、ご参考にしていただきたいと思います。これは、平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、主なものとして、まず個人市民税の関係で医療費控除の特例の導入です。現行の医療費控除におきましては、10万円等を超えた部分について所得から控除することができるとされております。今回の税制改正で現行の医療費控除の特例として、平成30年度から平成34年度までの時限的ですが、各年度において健診や予防接種等を受けている個人を対象として、適切な健康管理のもとで医療用医薬品から代替を勧める観点から、医療用から転用された医薬品、以前は処方箋がないと購入できなかった医薬品で、医療用から市販品にスイッチした

ということで、スイッチO T C医薬品と呼ばれています。この購入費用について、所得控除が創設されたものです。

具体的には、購入費が1万2,000円を超えたときに、超えた部分を所得から控除するもので、限度額が10万円であることから、8万8,000円を限度に控除することになります。なお、現行の医療費控除と併用はできませんので、どちらか一方の適用を受けることになります。

続きまして、法人市民税関係としまして、法人市民税法人税割の引き下げについてでございますが、平成28年度の税制改正におきまして、消費税が10%への引き上げ時に地域間の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率を引き下げる地方税法の改正が行われました。

具体的には、市町村民税においては3.7%、都道府県民税においては2.2%税率を引き下げるもので、その引き下げ分に相当する部分を国税である地方法人税の税率を引き上げ、その税込額を地方交付税の原資とすることになりました。

今回の改正では、法人税割の税率を8.4%とし、資本金が1億円以下かつ法人税額が400万円以下の法人につきましては、特例といたしまして6%となるよう、地方税法の改正に伴いましてそれぞれ3.7%引き下げるものです。なお、この改正によりまして、法人における税負担が変更になるものではございません。

続きまして、軽自動車税の見直しについてでございます。今回の改正では、まず消費税が10%へ引き上げ時に現行の軽自動車税を種別割という名称に改めまして、新たに環境性能割を導入する改正となります。まず、環境性能割ですが、これは県税である自動車取得税の廃止に伴い、環境性能に応じた課税という性格を強めた新たな課税でございます。市税条例に新しく規定することとなる主な項目は納税義務者、課税標準、税率、徴収の方法でございますが、納税義務者、課税標準、徴収方法につきましては、今までの自動車取得税と同様となっております。自動車を取得する際に、新車、中古を問わず、取得価格が50万円を超える場合課税されるものです。当分の間、県が賦課徴収等を行いますので、本市として

は納付額の払い込みを受けることとなります。また、関連しまして、現行の軽自動車税を種別割に改める改正がありました。条文の整理をしております。

次に、環境負荷の小さい軽自動車に対し、税率を軽減するいわゆるグリーン化特例につきまして、適用期限を1年延長する改正でございますが、このグリーン化特例は今までの軽自動車税、今回からは種別割となりますが、こちらに適用されるもので、昨年5月臨時会で市税条例を改正し、導入したところですが、この今回の税制改正の中で環境性能割とあわせて議論されまして、地方税法の改正が行われましたので、市税条例も同様に改正するものです。

続きまして、その他としまして、資料のとおり、消費税の10%引き上げ時期が平成31年10月1日に変更され、法人市民税における法人住民税法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税における環境性能割の創設の導入時期も同じく変更されております。

以上で議案第97号につきましての説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金子) おはようございます。議案第97号ということで、鴻巣市税条例の一部改正をする条例ということでございますけれども、大きなもの、今の説明の中で3点ございました。医療費控除、法人市民税の引き下げ、それと軽自動車税の見直しということでございますけれども、その中でちょっと医療費控除、このところを見てみますと、この特例ということで平成30年から34年にかけてということで、年を経ているいろいろ軽減ということでございますけれども、この特例創設の目的とか、根拠とか、何とかそういうふうなスタートの基準になったものがありましたらばお聞かせいただければと思います。

(市民税課長) ありがとうございます。医療費控除の特例ということで、セルフメディケーション税制という形で言われております。国民のセルフメディケーションの推進を目的としまして、セルフメディケーション

はWHOにおいて自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすることをセルフメディケーションということで言われております。定義されております。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながるということで、趣旨として言われております。

以上でございます。

（金子）今のお答えの中で、何かセルフメディケーションと、私も余り……ことごとでございますけれども、これはもう以前からあったような言葉なのでございませうか。

（市民税課長）これは、余り聞きなれない言葉なのですけれども、セルフメディケーション、自分の体を自分で管理するということが言われているということで、最近をよく言われてきたと……。

（金子）医療費ということで考えると、やはり自分の体については自分で、その上でお薬とかいろいろなものを頼るということで、健康によろしい、健康のためには第一の考えになるかと思えますけれども。わかりました。

それでは次に、やはり医療費の関係で、従来の医療費控除があったと思うのですけれども、今回この医療費のほうの控除ということで考えますと、との関係ということで、総合性というか、そういうふうな比較とか、いろいろな関係というのはどうなっているのでしょうか。

（市民税課長）先ほどの説明でも若干触れたのですけれども、医療費控除の特例による所得控除と従来の、今回特例という形なのですけれども、従来の医療費控除を同時に利用することはできないということは何言われております。どちらか片方を選択するということが今回の特例の創設の意味でございます。

それで、対象者ご自身で解釈することとなるということなのですけれども、今までは10万円を超えるものが対象になるというのが主に言われていることごとでございます。今回は1万2,000円以上10万円までの金額が対象になるということで、若干低い金額のものでも対象になるということが

今回の趣旨でございます。

以上です。

（金子）今のお答えの中のその幅、医療費控除の幅なのですが、10万円という額よりも、やはり引き下げたということは、それだけ低い人がやはり総体的に多かったということで考えられるものなのではないでしょうか。

（市民税課長）1万2,000円から特例という形でなったものにつきましては、今まで薬局で買っていて、病院の薬から変換されたもの、ですからロキソニンですとか、結構風邪薬ですとか、そういう形で医療用から市販用に変換されたものの薬が対象になります。それで、その薬を1万2,000円以上購入した場合に対象になるということです。

（金子）わかりました。市販のお薬を1万2,000円というのと、結構な額になる、量になるかなと思うのですが、承知しました。

それでは次に、法人市民税の関係の引き下げということでございますけれども、数字的に言いますと3.7%とか2.2%とかという数字が出てまいりましたけれども、この引き下げの率の根拠というか、数字的なこの数字になった理由とか、流れとかというのがわかれば教えてください。

（市民税課長）この数字は、国で改正でなったものでございますけれども、引き下げられたものが地方法人税という国税のほうに移行しまして、地方交付税の原資となりますので、法人の皆様につきましては金額が、税金が減るということではなく、同じ税金を納めるのですけれども、納める場所が地方から国へ、国税という形で、減った分が全て国税のほうに入りまして、国税の地方交付税の原資となりますので、各市町村にそれが交付税として配分されますので、鴻巣クラスの市町村でありますと、減った分よりも多く入ってくる可能性が大きいという形で言われております。

（金子）それでは、最後になりますけれども、軽自動車税の関係なのですが、見直しということでございますけれども、先ほどの環境性能に合ったということで、環境性能割というふうな考えでございますけれども、いろいろ今はいろんな環境の状況に応じて、エンジンの状況に

応じて性能割ということをございますけれども、これの将来の見通しとして、それとこの税の関係、これのバランス的なものとか、将来例えば電気自動車になってとか、極端に言えばそういうふうな形になると、税的に減ってしまうとか、ふえるとか、そういう戦略もあるのかなとは思うのですけれども、そういうふうな見通しということでは、いかがでしょうか。

（市民税課長）環境性能のいい車がふえてきますと、やはり非課税という形のものもふえてくるという形になりますので、税収的には若干少なくなってくるということは言われております。それで、もう一点なのですけれども、環境性能割でございますので、国では2年に1回、環境性能の状況で見直しを考えていると言われております。

（金子）非常にいいこと、環境性能がよくなって、それでいいことなのでしょうけれども、税収的に少なくなると、それを補うものということでは、考えると、新たな方法と方策というか、というのも考えられるかと思うのですけれども、その点については将来の見通しとしていかがでしょうか。

（市民税課長）環境性能割という形で減ってくるということなのですけれども、軽自動車につきましては今まで自動車取得税というのは県に入りまして、県が徴収しまして、各市町村に交付金として配付されてきたのですけれども、その配分の割合は道路の延長、面積を勘案しまして100分の65が入ってきておりました。今回見直しになりますと、軽自動車税は経費、県が徴収しますので、経費5%を引いた残りの95%が全て入ってきますので、市としては少しふえるのかなと感じております。以上です。

（市民部長）市民税課長の補足なのですけれども、先ほど金子委員さんから税のほうの減額につながるのではないかというお話もいただいておりますけれども、これは今国のほうの主な考え方なのですけれども、エコカー減税の車の車種が多くなればなるほど、当然減税につながるということで、そういったことに関しまして、やはりこういった車種についてはある程度絞っていかうという考えもありますので、この辺につきま

しては国のほうの動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、医療費控除の特例の創設なのですが、その前に10万円の医療費控除がありました。その恩恵というか、適用された方は今まで本市においては何人ぐらいいらしたのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時17分)



(開議 午前9時17分)

(委員長) 再開いたします。

(市民税課長) 申しわけありません。おくれました。

平成28年度課税としまして、納税者5万9,694人中、医療費控除を対象として行った者は6,354人でございます。

(羽鳥) そうしますと、こちらのほうとは全く趣旨が違うというか、あくまでも医療費のほうですから、診察とか、また処方箋を受けた上での医薬品の支払いとか、そういう部分なので、全く今回は新たなものだと思うわけなのですが、部分的には薬局で買ったものもこの医療費控除のほうに家族として入れる方も結構いらしたわけですね。その割合なんかは推測できますか。

(市民税課長) 人数的には把握的には難しいと思います。ですけれども、この6,354人の中には、これは税の減額を対象とした人が6,354人ございまして、申告を受けている中では、例えば一生懸命医療費控除の領収書を整理してきていただいて、相談を受けるのですけれども、所得税にも住民税にも影響しない方というのは多々いらっしゃると思います。ですから、そちらのほうの合計はこれに入っておりませんので、その比較というのは難しいと考えております。

(羽鳥) そうしますと、本当新たな救済というか、そういう方たちも、今回のスイッチO T C 医薬品控除の恩恵にあずかれるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(市民税課長) 中には、今まで医療費控除の中には病院で受けたもの、かかった費用、そのほかに市販で購入した医療費も両方含んで計算しております。ただ、今回の特例の中では市販の医薬品だけという中で、それ以上あった場合、1万2,000円以上あった場合に10万円前の範囲内で控除しますよということでございますので、若干でも給付、救済の可能性は大きくなっております。

以上です。

(羽鳥) この控除の創設の背景には、軽微な病気の場合は薬局でお薬を買われて、まずは様子を見てほしいと、そういう形で、それでも症状がおさまらない場合は病院、医院に行っていただいて治療してもらおうと、そういうステップを踏んでもらうというのが前提として考えられているのでしょうか。

(市民税課長) 病院に行くまでもなく、ご自身の体を自分で管理していくという部分で考えられていると思っております。

以上でございます。

(羽鳥) ちょっと心配であることは、よく今テレビ番組でもやっているのですが、いろいろな医療のことが出ていまして、結局は素人の判断で簡単な風邪だろうと思っていたら、とんでもなく重い病気だったと。そういうときにおいて、やはり素人の判断が非常に危うい部分が多いよという啓発の部分を結構テレビの番組でやられているのも多々あるのです。そういう病気を勘違いしてしまう市民の方が出てしまうことに対して、ちょっと私は心配をしておるのですが、そういう点においてどのような啓発をされるかをお聞きいたします。

(市民税課長) まず、前提としまして、特定の健康診断ですとか、人間ドックですとか、そういうのを受けて、自分の体をケアをしているということが前提であります。なおかつ、今医薬品を販売している薬局では薬剤師さんからきめ細かに指導を受けて購入される方も多くなっておりますので、十分その辺はケアされているものかと考えております。

(羽鳥) そうしますと、このような新しい医薬品控除が創設されるということは、今後医療体制においては大きな医療費が負担としてかからな

くなるという部分とともに医療費の控除もあるという、大変メリットの多い医療費控除の創設ということで理解をしてよろしいでしょうか。

(市民税課長) 今まで対象にならなかった方も対象になるという形で底辺が広がったと思いますので、メリットはあるものと考えております。以上です。

(羽鳥) それでは次に、軽自動車関係のほうの環境性能割の創設ということについてお聞きをいたすのですが、これによって本市の税収はどのような経緯をたどるのかをお聞きいたします。

(市民税課長) 環境性能割という形、先ほどもちょっとお話ししたのですが、自動車取得税としまして今まで県税で軽自動車2%、普通車は3%だったと思うのですが、課税されておりました。それで、それが環境性能割となりまして、電気自動車等の燃料電池自動車ですか、こういう形のもの非課税という形で今回は免除されます。それで、年式によりまして、環境性能によりまして1%のもの、2%のものという形で区別されますので、全体的な収入は若干少なくなるのは確かかと思っております。ですけれども、その中で県税として軽自動車税も普通車も全て今までは県税として納めまして、それを交付金としまして道路の延長、市道の延長ですとか面積に応じて100分の65が交付金として入っておったのですが、今回は普通車の部分は今までと同じような割合で市のほうに交付金として入ってきますが、軽自動車につきましては手数料とした5%を引いた残りの95%がそのまま市のほうに、交付金ではなくて市税として県から納められてくるので(P10 発言の訂正あり)、若干の減額はあるかもしれないですけれども、独自税として市のほうにはメリットがあるかと思っております。以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時24分)



(開議 午前9時25分)

(委員長) 再開いたします。

(市民税課長)申しわけありません。先ほど100分の65という表現をしたのですが、今まで入っていた金額が、やはり県から入ってくるのは5%を引いた95%の100分の65が入ってきたという形で、訂正させてもらいます。先ほどの説明ですと、全体の100分の65(P12 発言の訂正あり)が入っていくという形でとられてしまうかと思っておりますので。大変申しわけございませんでした。

以上です。

(羽鳥) 結果としては市税としてはメリットはあると思うように理解しておるのですが、単純にこの税制変わった場合、もちろん環境性能の高いものは非課税になってしまうわけなのですけれども、実質既存の台数からしたら、どれぐらいの市税のメリットがあるのかをお聞きいたします。

(市民税課長) 台数といいますと、今までも新車、中古車、全てで入った中で50万円以上のものに対して入ってきているものですから、入ってきているのは市税、交付金として入ってきていますので、台数は不明でございます。

(何事か声あり)

(市民税課長) 今回軽自動車として初めて入る形になりますから、軽自動車の台数として把握できるのは、この新しく創設されてこない台数が確定しないものですから、今の段階では何台が、軽自動車として何台分の今まで交付金があったかというのは示されておられませんから、今回は比較は難しいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) これ一定期間は県のほうが賦課徴収をやっていただくわけなのですが、これが県から市のほうに移行した場合、どれぐらいのまた手続のほうは費用がかかるのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時28分)

◇

(開議 午前9時28分)

(委員長) 再開します。

(市民税課長) これにつきましては、当分の間県が代行して徴収するという形になっておりますので、今すぐに市のほうで徴収するということは考えられておりません。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、県から市のほうへ賦課徴収のほうに移行するのは、予定としてはいつごろだというふうに考えられておるのでしょうか。

(何事か声あり)

(委員長) もう一度お願いします。

(羽鳥) だから、今県のほうが賦課徴収やってくれますよね。それが、後々は市のほうに移行するわけです。それ予定されていますよね。その期日が全くわからないものですから、そこをお聞きいたします。

(市民部長) 今の羽鳥委員さんの当分の間というのはいつまでかというご質問でございますけれども、実は新しく創設された内容でありますので、これやってみてどういった状況になるかということも含めまして、今現在というのは県のほうからどこまでの期間というのは示されてはいないのですけれども、今後私どものほうの市税の歳入等を見ていく中で、どこまでかというのは県のほうと確認をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(羽鳥) 最終的に、この軽自動車のほうの環境性能割の創設によって、市税というか、市へ入る税収は上がると私は思ってお聞きしているのですが、その部分は確定されませんか。非常に難しいのでしょうか。

(市民税課長) 台数としては把握できないものですから。ふえるとは考えております。今まで軽自動車分としては今までの35%、県で残った部分が県の税収としても残ったものがありますから、その部分は市のほうにそのまま95%、全て入ってきますので、総体的には軽自動車としては少しふえると考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 3 0 分)



(開議 午前 9 時 3 1 分)

(委員長) 再開いたします。

(市民税課長) 大変申しわけございません。先ほどの65%の話なのですが、けれども、大変申しわけない、5%を引いた残りの95%に、そのうちの7割が相当する額を市のほうに入ってきますというのが自動車取得税の、今まで交付金の金額なのですが、そうすると66.5%という形でなってきます。大変申しわけない、65という、私も答えてしまったのですが、けれども、この細かい数字の話なのですが、申しわけありませんでした。

(羽鳥) 最後に確認します。市のほうに入る軽自動車税の額が、今までは100分の65だったのが、100分の66.5になるというふうに理解するのですか。

(市民税課長) それを私の説明が今戻しまして、今までも100分の66.5というのが入ってきたということで、大変申しわけございません。それを今訂正させていただきました。

(市民部長) 申しわけありません。先ほど今までの自動車取得税といたしましては66.5%だったのですが、今後の環境性能割に移ったところで、県が5%ということで手数料といいますか、そういった内容をとった残りの95%につきまして、これが市町村に配分されるということになります。

以上でございます。

(羽鳥) ちょっとしつこいかもしれないけれども、確認する。そうしますと、既存の軽自動車税の形で見ますと、100分の65%だったのが、今回100分の95……

(何事か声あり)

(羽鳥) もともと66.5%……100分の95%になるのですねと。約28.5%の得があるのですねということ、それを確認したい。

(市民税課長) 先ほどの説明、拙くて大変申しわけありませんでした。

今までが100分の66.5が入ってきておりまして、今度は100分の95が入りますので、その差額が増という形で考えております。

以上でございます。申しわけありませんでした。

（菅野）1番の個人市民税関係ですけれども、要するに自分自身で健康を管理しなさいということは、医療費の削減を狙っているのがまず第1だと思うのですけれども、先ほどのあれで健診や予防接種をしているのが条件だと。それで、医療用から転用した市販品について10万円を超えた部分を適用すると。でも、今までのかかっていた医療控除とは併用できないというので、今まで医療控除で10万円以上あった六千何千人という人は、これの恩恵って、多分同じように医療費かかっているとしたら、ないということですよ。今まで医療費で例えば二、三十万かかっていた人には、これはもう適用できないと、併用できないということですから。ですから、10万円に満たなかった人がこの恩恵に合わせてでいいでしょうから、得られるということだと思うのですけれども、これを健診と予防接種と両方受けていないとだめなのですか。どっちか受けていればいいのか。

それから、この証明はどうやってするのでしょうか。先ほどロキソニンと言っていましたけれども、例えばロキソニンって、今ロキソニンの、私のおばあちゃん連中で人気なのはぺったんこ張るやつです。これがまた高いのです。7枚で七、八百円するのです。ロキソニンはもうちょっと安いかもしれませんが、これが今まで何枚でも買えたのです。何枚って、7枚入りを5枚でも6枚でも勝手に買えたのに、年寄りががんがん買うものだからって、このごろ4枚に。私も行ったら4枚しか売りませんと言われて、4枚に制限されてしまったのですけれども、ロキソニンの張るのを1個もってそうですから、どれがそういう製品なのか、自分の症状に合った、そういう説明も薬局でやってくれるのでしょうか。

（市民税課長）市販のを購入する場合には、特にそのように薬剤師さんと相談して購入されるのが一番いいと思います。ただ、先ほどの健康診断の種類がとかいろいろあったと思いますけれども、全てするのではなくて、何か一つでもして健康管理をしている納税者が対象になるという

形になると思います。

(何か1つねの声あり)

(市民税課長) はい。それで、先ほどの中の10万円以上の方がなる、今まではなっていたけれども、今回は1万2,000円以上の方がなるということなのですけれども、今までの医療費控除の中にも医薬品は入れてよかったものがございますから、例えば11万円の方が両方含んで11万円だった方が10万円引きますと、1万円の控除対象なのですけれども、対象としては1万円です。10万円はなくなってしまい、1万円が対象になるのですが、その方が例えば医薬品だけで5万円あった場合には1万2,000円を引きますと3万8,000円になりますから、対象にはなりますが、どちらか有利なほうを選ぶという形も今度は選択肢に入ってきます。ですから、どちらが有利なのかはご自身で選んでくださいというのが申告の基本という形になってきます。

もう一件追加いたします。あと、どのような薬が対象になるかということなのですけれども、今後厚生省の指導の中では、医薬品自体にもそれが対象という、OTC薬品ですよとわかるように印をつけなさいというのが指導に入っております。それで、なおかつ領収書のほうにもこれはOTC医薬品ですよとわかるように印をつけなさいというものが、この2点が厚生労働省のほうの指導になっておりますので、特に申告を受ける中でも領収証に印がありませんと、申告を受ける中で判別ができませんので、これは必ず表示されるものと考えております。

以上でございます。

(菅野) では、これが全ての薬を売っているところか。全てのところに薬剤師がいて、そういう相談に乗っているのか。病院はいるでしょうけれども、常時いるとは限りませんよね、1人しかいない場合。今までは薬でも何でも一緒にできたものを、今度は印があるものがあつたら、こっちで10万円になれば、印があつたものは今後は除外しなくては行けないと、入れて10万円以上だった人は。だから、減税額は減るわけですね、そうすると。その大もとがとにかく自分自身で健康管理するためというのがあるというのが、これはある意味患者にとってはいい

ことなのか、悪いことなのか非常に難しいです。誰がどう判断するのか。薬剤師が医者ではないのですから、健康診断する立場にはないのですから。全てのお店に薬剤師がいるとは限らない。印がついていないのはそれで区分けすると言いますけれども、同じ性能で印がついていない薬があれば、それは今までどおり10万円の範囲で、診療の範囲で出せるのですか。

(市民税課長) 印があってもなくても、病気の治療に使うとして購入した医薬品は今までどおり全て医療費控除の対象として考えております。大丈夫でございます。

以上です。

(菅野) でも、併用はできませんと書いてあるではないですか。このスイッチ医薬品と現行の医療費控除と併用はできないというわけですから、それでは現行と同じですよ、両方出せるのなら。

(市民税課長) 医療費控除のほうにスイッチOTCの医薬品も含めて計算して大丈夫です。ただ、スイッチOTCの1万2,000円以上の分の控除と10万円以上の控除を合計してはできませんということで、あくまでもどちらかの制度を1つ利用するという制度でございます。

(菅野) そうすると、今後は、ではそういう場合、健診を受けました、予防接種をしましたと、ちゃんとした証明みたいなのが必要、それとも領収書だけに、領収書に健診です、予防接種と書いていない場合もあるではないですか、それはお医者で書いてもらう、この健診と予防接種をしたという、その根拠はどうやって証明するのでしょうか。

(市民税課長) 今までの中から考えますと、領収書の中で健康診断ですか、予防接種とかというのは入っておりますので、特に予防接種などは入っておりますので、領収書で確認ができると考えております。

以上でございます。

(菅野) 要するに自分自身で健康管理して、安易に医者に行くなということがずっと入っているわけですがけれども、そのために今シャープ7,000とか、7,400、8,000とか、いろいろあるではないですか。市から来る広報にも、子どもの場合はここに何時から何時、どこに電話しなさいよと、五、六種類もいっぱいあるのです。なかなかそれが普及すれば、

自分の勘だけで行かなくて済みますよね。それって、よく市の入っているのですけれども、後ろのほうに入っていたり、なかなか目立たない。それだけを書いた紙を住民に配ると、うんと張っておけばいいのではないかなと思うのです。確かにいろいろ書いてあるのですけれども、いっぱいある中の後ろに、大体見えていますか。5種類ぐらい、五、六種類ですよ、書いてあるの。子どもの場合はこう、大人の場合はこう、日曜の場合はこう、歯医者の場合はこうと五、六種類書いたのがあります。あれとセットなら、自分の判断だけではなくて、専門機関、大体24時間受け付けている、あれ見ると。それがよく普及すれば、自分の責任、自分の考えだけではないという、大変医療費の削減にもなっていると思うのです。緊急に行かないで、ふだんの診療のときでもいいわけですから。あれを宣伝するのとセットですね、これ。もう少しわかりやすくセットできますか。議員の人でどれぐらい見えていますか。うちで張っていませんよね。市の書いてあるのです。だから、本当は1枚破いて張っておけばいいのですけれども、なかなかそれしていないと思うので。それってもう少しわかりやすくできないものですか。

(委員長) それは、ここでは難しい。文福とか、そちらのほうになります……

(菅野) でも、違う違う。文福ではない、医療の。

(委員長) 医療のシャープ8,000とかのやつですよ。

(菅野) そうそう、そんな感じだから。医療のあれ、それと同じこと。シャープ7,000、8,000、いろいろある。5種類ぐらいある。あと、市のここに電話しなさいとか……

(委員長) それと税のことどう結びつけるのってなかなか難しいのではないですか。

(菅野) でも、そうすると、だって安くするということだから。ここでは言えない。でも、部長が言えるのではないですか。

(市民部長) お答えいたします。

まず、今の質問関係の内容と、また今回の税関係というのがうまく融合できるかどうかにつきましては、保健医療の担当とお話をさせていただ

きたいと思っておりますが、実は今回の医療費控除の特例につきましては、今まで10万円を超えませんか医療費控除にならなかった方をいかに救えるかというのが今回の創設の考えの一つはなっていると思われま
す。実は、言い方がすごくわかりづらいのですけれども、スイッチOT
Cという言い方をされていますけれども、この医薬品につきましては、
10万円以下の方につきましては、先ほど市民税課長の答弁にもありまし
たように、その薬箱ですとかにマークをつけて販売するような形をとり
ますので、それが1万2,000円を超える部分につきましては、また10万円
以下であれば、この控除の対象となるということで、また医療費控除の方
につきましては、当然この薬についても含まれるということで、この件
につきましては、私ども市民税課を中心に、やはりプラスになる案件で
ございますので、広報活動をしていきたいと考えております。
以上でございます。

（菅野）法人市民税関係ですけれども、10%引き上げられた場合とい
うことで、10%上げるのが、いつだっけ、上げるというのは、31年10月1
日。今28年だから、約3年後。政府のあれでどうなるかわかりませんよ
ね、今回だって上げなかったわけですから。3年後のことを、これ今か
ら決めているのですか。今から3年後のことを決めて、決めなくてはい
けない、過去には3年後ではないですね。これそもそも何のためなの
でしょう。地方税分が引き下げになる、地方交付税が減額になる、しかし
法人は同じ。法人市民税を下げるためですか。法人市民税は下がる。

（市民税課長）これにつきましては、地方消費税10%になったときに、地
方の税の遍在性、例えば大都市ですとか東京都ですとか名古屋、よく例
に出るのですけれども、大企業があるところは法人税がいっぱい入りま
す。地方のほうの小さな市町村では法人税が入りませんので、遍在性が
あるというふうに言われております。それを地方法人税として国税で今
度はその減った分を国税として集めて……

（ならしての声あり）

（市民税課長）ならして払う。そうすると、例えば大都市のほうは地方
交付税は入っており、不交付団体が多いですから、交付税でいただいて

いる各小さな市町村は多くもらえるという形で、減った分よりも多くもらえるということが遍在性の是正という部分の大きな観点でございます。

以上でございます。

（菅野）そうすると、これはある意味税の公平につながるのかなと思うのです。条件のいいところばかりが集まるのではなくて。政府は地方創生でますます何でもコンパクトシティーまとめると言っていますが、これはそうすると地方のそういう要求に沿って出された施策なのでしょうか。地方自治の、地方の要求に沿って改正される政策なのでしょうか。そういうふうを考えていいのか。

（市民税課長）地方の遍在性を解消するという部分では、そういう部分は十分考慮されているものかと考えております。

あと、先ほどの1点回答漏れがあったかと思えますけれども、31年10月、3年後ということだったのでありますけれども、法律のほうは29年4月から2年半延長という形でなっております。ですから、これは2年半の延長と。よろしく願いいたします。

（菅野）3番の環境性能割ですけれども、要するにこれが出てきたゆえんは、軽自動車は性能がよくなって国民の利用が多くなったというのがその根源にあるのでしょうか。

（市民税課長）多くなったといえますか、環境性能割でございますので、実際的には車の販売が環境性能のいいものを販売できるような促進のためという部分が大きいものかと考えております。

以上でございます。

（市民部長）ちょっと補足として申しわけないのですが、資料の中で述べさせてもらっておりますように、もともとこれは普通自動車につきましても、軽自動車につきましても、取得税というものは徴収はさせてもらっております。その中で、もともと軽自動車税としまして市町村で徴収している部分がございますので、今回から、案が通りますと種別割という項目になりますけれども、種別割だけでなく、軽自動車税につきましても、今までの取得税に当たる部分につきまして市町村に

おろしまして環境性能割にかえるということですので、基本的な枠組みというのは変更はないと思っております。

以上でございます。

(菅野) 例えば私の団地でいうと、団地ができて40年たったら七、八十の人が多くなって、今まで大きな車に乗っていた方が、退職すると、本当にあつという間に軽になるのです。多分軽も形も大きくなって、性能もよくなったからだと思うのですけれども、それでよりすぐれた方は八十三、四過ぎると車を手放します。これはさすがと思えますけれども、タクシー利用したり、歩いたりしながら、バスに乗ったりしながら車を手放すというのを見ていますと、やはり軽というのは私たちの生活の中から切り離せないと思うのです、自動車とかかわる段階の中で。これと今回のこの税率を変えてクリーンというのと、どう整合性として捉えていいものでしょうか。国民全体が高齢化していくわけですから。

(委員長) まず、それ答えられないと思えます。

(菅野) 部長なら答えられるのでは。

(委員長) 答えられないと思うので。

(菅野) でも、本当に軽をするというのはいいことです。

(何事か声あり)

(委員長) 休憩いたします。

(休憩 午前9時53分)



(開議 午前9時54分)

(委員長) 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時54分)



(開議 午前10時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) それでは、何点か伺いたいと思いますが、まず初めに本定例会の初日が25日でありました。そのときに今質疑の対象になっている議案についても市長から説明がありました。文書も配られております。市長の説明に使われた提案説明書の中の6ページにありますが、今回の議案の今後の見込みの中で、11月28日に公布予定とまずあります。これについてはもう期日が過ぎておりますので、結果、今現状どうなったのか、まず初めにそれを伺います。

(市民税課長) 市長の提案の説明どおり、28日に公布はされております。ですから、31年10月1日に消費税の10%は延期になったと認識しております。

以上でございます。

(大塚) そうしますと、当然我が鴻巣市も含めて、他の市区町村においても同等の取り扱いがいわゆる理解をされ、12月が一般的にどこのまちでも定例会ですので、近隣の市区町村においても同じような扱いの中で上程されているという確認はとれるでしょうか、いかがでしょうか。

(市民税課長) お答えします。

近隣上尾から鴻巣までなのですけれども、北本、伊奈は、現状鴻巣と同じように上程しております。上尾と桶川につきましては、この10%のものは上程直前になって一回取りやめたという形だというふうには伺っております。それと、浦和等は4月、もう当初に条例改正をしております。以上でございます。

(大塚) 今の答弁を伺いますと、いわゆる予定された部分についてはスムーズに進みつつあるという理解だということで、あえて別の項目について伺いたいのですが、医療と法人市民税と軽自動車と、主な改正点ということで3つ説明がありました。先にというか、最初の2つについてはいろいろ質疑がありましたので、一番最後の軽自動車税について伺いたいと思います。

今回のグリーン化特例というものの自体は、いわゆるグリーン化税制における特例措置というふうなものであると理解をしております。先ほど菅野委員からのグリーン化特例、グリーン化税制って何なのという質問も

出たのですが、私が見聞きした範囲の話であります、まず一番根本にあるのは地球規模的な部分におけるいわゆる環境保全、保護という観点から、それからもう一つは、これもしばらく前から言われておりますが、低炭素社会を目指そうということで、日本における企業もそうですけれども、特に自動車産業ですか、より環境に優しいものを開発していこという中で、車についているシールでいきますと、星のマークが幾つついているかというのがわかりやすいかなと思うのですが、これを受けて今回条例の一部改正だと私は理解をしております。

そこで初めに伺いたいのは、もう実際に今28年度でありますから、28年度の課税の状況というのですか、税がどのように動いているのか、金額的なものも含めて。それと同時に、もう今の段階ですと、29年度との比較というのもある程度出せるのではないかと思います、金額的なものも含めて、年度をまたぎますので、その年度が変わる2年間の比較がわかればお伺いをしたいと思います。

（市民税課長）お答えいたします。

軽自動車の税、グリーン化、今回28度初めて軽課という形で減額をした経緯がございます。その中で、鴻巣市としましては1,447台が軽課、50%ですとか25%の減額の軽自動車がございました。それで、その1,447台で572万1,900円減額されております。実際的には1,447台で957万3,700円の税をいただきまして、本税として減額、軽課をしなければ1,529万5,600円の予定でございましたので、差額の572万1,900円が軽課の経緯でございます。

それで、29年度課税でどうなのかということなのですが、今現在の登録の状況を見てみますと、ほとんど同じような経緯をたどっておりますので、29年度も同額程度が軽課の結果として出るのではないかなと考えております。

以上でございます。

（大塚）最初にちょっと触れたのですが、要はグリーン化特例の裏側にエコカーというか、性能別の機種によっては減税対象になるよというのは裏側に、環境に対して負荷が大きい車というのも当然あると思われ

ます。よく一般的に普通自動車でいくと、年数だと11年程度でしたか、ある程度の年数を乗ると税金が高くなる、これ車種によって変わると思うのですけれども、そういったことも聞きます。ということで、軽自動車についてもちょっと調べたところ、多分条件的には13年を経過するとプラス課税ということで、従来の税額に加算される。多分20%程度かなと思いますが、そんなことが出ておりました。これに関連してということで、軽自動車でプラス加算されるような対象となる車、その税率、台数なり、あるいは金額がわかればこの場で伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市民税課長) お答えいたします。

13年度経過しました場合に重課という形で20%加算されるという形で法律は改正されております。本日の手持ちの資料でいきますと、台数のほうは把握できるのですが、金額につきましては、大変申しわけないのですけれども、即答はここではできませんので、申しわけありません。13年の経過した対象車両は4,209台という形でなっております。総数は3万5,783台でございます。3万5,783台中の4,209台です。ただ、その3万5,000の中にはバイク等も入っていますので、それはご了承いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(大塚) わかりました。

最後の質問になるかと思いますが、今回市税条例の一部改正であります。直接例えば医療について言うと、2つの選択肢がありますので選ぶことができますよ、また法人市民税の場合は最終的には納める額は一緒なので、なかなか効果は難しいと思うのですけれども、さきに触れた軽自動車についても対象となる場合は当然減税対象になりますので、それを今後市民の皆様にはわかりやすく具体的に伝える必要が出てくるかなと思います。今の段階であえて市が市の立場として担当課としてやらなくてもわかるということと、それからこういったことはやっぱり丁寧に説明を、周知をしないと理解してもらえないだろうかというような微妙なところがあると思うのですけれども、今後この周知をどういうので進め

ていくかについて伺います。

（市民税課長）中にはいろいろ税法改正でございますので、申告にすぐに必要だというものもありますから、広報、ホームページ、あとは申告、特にセルフメディケーションなどは29年度の購入分からでございますので、申告は30年度の申告になりますから、今回の申告相談の中でこまめに説明をして周知を図っていきたいと思っております。特に軽自動車なんかはなかなか購入しない人にはわからないものがございますので、やはり広報、ホームページ等で十分周知していきたいと考えております。以上でございます。

（大塚）重ねてその件で伺いますが、表現とするとホームページ、「広報かがやき」というのをよく耳にはするのですけれども、それらの媒体を耳にしない、目にしない方も当然いるわけなので、そこら辺やっぱり今回の件も含めて、なるべく広く多くの方に聞き入れてもらうというのが必要なことだと思うのですが、あえて部長に伺いますけれども、今までどおりでいいのか、もう少し何か、もうちょっとでいいから手厚くできるのか、そこら辺についてお考えあれば伺います。

（市民部長）お答えいたします。

基本的にやはり一番大きく周知できる内容というのは、先ほどか出ております「広報こうのす」、「かがやき」ですとかホームページということになるのですけれども、大塚委員さんのお話のとおり、やはりそういったものに触れられない、またわかりづらいという方もいらっしゃると思いますので、これはやはり窓口等で少しでも多くの方に周知できるような体制をつくっていきたいと考えております。以上でございます。

（大塚）ぜひ例えば「かがやき」の片隅、そんな大きいスペースはとれないと思うので、「かがやき」に載せることも必要だと思いますけれども、例えばそれとあわせて各自治会の回覧に別刷りで1枚挟み込むとか、何とかわかりやすく広く皆様に理解を求めることは必要かなと思います。

それとあわせて医薬品関係は関係する業者も含めて、軽自動車について

も全く同じで、そういったところとも今後調整をとるべきだと思います。そうすると、当然市民部だけの問題ではなくなるので、全庁的に対応していただくようになるとと思いますが、そこら辺は今後可能性としてはどうでしょう。可能性ありという理解でよろしいでしょうか、どうでしょうか。

(市民部長) やはり他部にまたがる案件であり、また地域の窓口である吹上支所、川里支所等もいろいろな影響が出てくると思いますので、今すぐにお答えすることはできませんけれども、調整をした上で周知ができる方向で考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第97号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 花壇の整備ですけれども、委託している業者は全部一緒なのですか、3駅別々なのでしょうか。

それから、448万あれば、これ十分に常時きれいに花が植えかわる金額なのでしょうか。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 業者につきましては、各地域によって全部違う業者で実施しております。

この金額で十分かということなのですけれども、一応各地域とも大体年3回程度は季節の花を植えかえるような形と、あと除草作業等を行っているということです。場所によってはちょっと植えかえの時期とか違いますけれども、一応そんな形で行っております。

以上です。

(菅野) ボランティアを募集していませんか。ボランティアでやっている部分というのは、この値段に入らないのだと思うのですけれども、どれぐらいボランティアが。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 花のボランティアの関係はまた別でっております。それと、あと市役所前ですとか、鴻巣の花時計のあたりは花のボランティアにより実施しておりますけれども、それはこれに入っておりません。あと、吹上の支所周辺と、あとは保健センターのあたりもボランティアでやっています。それも別になります。それにつきましては、花を市のほうで提供をして、ボランティアさんに植えてもらっているというような形で実施しております。

以上です。

(菅野) 花のコミュニティーのように、例えば鴻巣公園のところとか、花やっているところありますよね。今余りふえてはいませんが。あれの場合はかかった経費の3分の2を払って、花も含めてやってくださいというわけですが、花の安く買えるようなあっせんというのですか、花って意外と高いですよ。花農家へ行って捨てるような花頂戴というわけにもいかないし、私たち花コミやっているとき、市が花のまちなのだからやってくれないかなと思ったものですが、そこら

辺はこういう駅前なんかやっている思いしたらどうなのでしょう、市全体を花いっぱいにするという意味で。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）花のあっせんですけれども、そういった要望等がございませすれば、一応お話はさせていただきますけれども、大体花コミの団体さんは自分たちで買うところがいつも決まっているようですので、そういう対応ということで、一応必要経費の3分の2が市の補助ということでやらせてもらっていますけれども、実際花のボランティアとそういった花コミは事業自体がちょっと意味合いが異なっておりますので、一緒にとというようなことになりませんが、その辺もちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

（菅野）合併浄化槽ですけれども、15基がこれで、15基になったということですが、これは今後ふえていく。もう例えば市街地でもこれ以上農業集落排水はつくらないと、合併浄化槽中心でいくのか。吉見町なんかはごみでいっぱいお金あるから、あれが農業集落排水が9個ぐらいありますよね。物すごく高いので、農業集落排水って設備投資がすごくかかるではないですか。この15基の中にはそういう農業集落排水にかかわらないところばかりだと思うのですが、その方面を農業集落排水と考えるのはないのか、今後はもう全部合併浄化槽でいくのか、そこをお聞きしたいと思います。

（環境課長）この補助金の事業は要綱によりまして交付しているのですが、対象となる区域を下水道区域、それと農業集落排水区域、それ以外の区域がまず対象ということになっております。先ほど件数につきまして15基というお話だったので、当初予算で15基を見ておりました、9月の補正で5基分を補正させていただきましたので、合計では20基というふうになっております。

以上でございます。

（菅野）その答えとどこ整合性があるかわからないのですが、そうすると農業集落排水については今2つある以外はもう考えていないと。農業集落排水に当てはまるような面的な部分というのは、ではもう

ないのですか。これからはいわゆる点的に、点のようにして合併浄化槽をふやしていくということなのですか。新築されないとか、もううちは。そういうこともないでしょう、どうなのでしょう。

（環境経済部長）農業集落排水事業と公共下水道事業を所管しておりますのは本市の建設部の下水道課になって、そちらで計画をしておりますけれども、我々の所管としてはそれ以外の区域での浄化槽処理ということで、両方ともこの公共用水域の水質を守っていく、保全していくという、浄化していくという方向性は同じベクトルで向いているわけです。ただ、それには公共下水道、農業集落排水、大規模に、やっぱり投資がそれだけかかります。そういったものでどう効果が出るか。そしてまた、それ以外のところで個別の浄化槽を単独で個々にやっていくという、個人のことによってやっていくということでの個人の負担に対して補助があるわけなのですけれども、そういったとりあえずは3つの浄化方式がありますけれども、結論的には今後につきましてはやはりよくその方向性は調整していくということでお答えになるかと、進めなくてはならないかなと思います。やはり公共下水道計画という、農業集落排水事業については、私どもで聞いている範囲はありませんけれども、どの程度計画されているかわかりませんが、ちょっと言えませんが、やはり相互調整が必要かなというふうに考えている状況でございます。

（菅野）農業集排わからないのであれですけれども、公共下水というのは大変お金がすごくかかりますよね。そうすると、環境の負荷がかかる分で公共下水でも合併浄化槽でも同じなのか、環境にいい、悪いって、よく水がきっちりきれいになって排出されるのかということですが、公共下水と、では農業集落排水は、農業ではない合併浄化槽でも変わらないから、公共下水、農業用水ないところにうちが建つ場合は合併浄化槽で今後やっていくと。それで、場合によっては公共下水をさらにふやせる部分もあるのですか。まちづくりと言えればそれまでですが、それと密接な関係がありますよね。公共下水で流しても、集落排水で流しても、水の汚染度はちゃんと解消されているのでしょうか、同じなのですか。

（環境課長）公共下水道も、合併処理浄化槽も、公共下水にしても結局大規模な浄化槽で水を処理しているようなものですから、それは個別に設置する合併処理浄化槽とは基本的なものは同じだと思います。公共用水域の排水の基準がありますので、公共下水道のその基準は数字的なことは承知はしていませんのですけれども、合併処理浄化槽につきましては、例えば1軒のお宅から汚れの度合いを示すBODという数字があるのですけれども、そのBODが40ミリグラム出るといふふうにされているのですけれども……グラムです、失礼しました。1人1日当たりです。1人1日当たりの汚れの量がBODで40グラムというふうに言われておりました、合併処理浄化槽ですと、それが最終的に排水するとき4グラムに浄化されるというふうにされております。そのようなことから、下水道はどのぐらいになっているかわかりませんが、合併処理浄化槽で十分水を浄化する機能があるというふうに考えております。

（菅野）そこで問題ですけれども、合併浄化槽、業者に頼むわけですよ。ですから、ちゃんと期間、期間でやっているのか、お金がないからといって、例えば1年に2回やるところを1回とか、そういう部分の管理というのは業者任せなのですか。それか、家主と業者任せなのでしょうか。そういう管理はどうなっているのでしょうか。

（環境課長）設置した後の管理ということだと思っておりますけれども、まず合併浄化槽を設置した場合には、最初に設置後の浄化槽法でいう7条に決まっておりますので、よく7条検査というのですけれども、設置後の検査をまず受けなければなりません。その後は、毎年1回の定期検査、これは同じ浄化槽の11条で定められていることから、一般的に11条検査と言っているのですけれども、それを毎年1回。それと、3回から4回の保守点検、それと年1回以上の清掃、これが義務づけられております。

以上です。

（菅野）これが、今業者が公共下水道や農業集落排水がふえて、世帯数が減っていったのではないですか。こういう業者がありますよね、管理している業者が。業者がいますよね。民間業者ですよ、管理してい

るのは。そうすると、業者のほうから年三、四回保守管理が必要ですから、例えば3回なら1、4、7とか、いかがですかと言ってやるのか、それをやり切れない場合は汚染されたものが流れるのではないかなと思うのですけれども、そういう管理というのは業者と本人の契約だけで、別に行政が口を差し挟むことにはなっていないわけですよ。

（環境課長）年3回か4回の保守点検でございますが、これは個人と業者で契約をしまして、年間の契約になるので、一度契約をしますと、定期的に業者がやってきて、留守でも検査をするようになっております。また、行政はそこにどういうふうに入るかということでございますが、保守点検ですとか先ほどの11条検査、年1回の法定検査ですけれども、これにつきましては受検していない方を浄化槽協会からデータをいただきまして、そちらと連携をして通知を出したりしています。また、あわせまして、これも設置しただけで管理しませんと、きちんとした機能が發揮できませんので、そういったことから、広報ですとかホームページで検査の受検をお願いしているところでございます。

以上です。

（羽鳥）それでは、まず花壇整備業務委託のほうなのですが、まずもってこの業務委託の方法はどのような形をとっているのかお聞きいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）入札と、一部随契で契約のほうは結んでおります。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、3業者が多分業務委託契約をとると思うのですが、実際に何業者ぐらいが参加したのでしょうか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）今ちょっと手元に資料がないのですが、今年度の例で言いますと、川里地域の花壇整備につきましては入札によって行いまして、たしかこれがちょっと記憶があれなのですが、3社か4社ぐらいで入札を行って落札ということでした。そのほかの地域につきましては、吹上については随契で、地元の花組合のほうに委託をしております。鴻巣地域につきましては、幾つかに分かれて

おりまして、2社の業者によって一応今回委託の事業を今年度行ったというのが現状でございます。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、特に3駅の花壇整備についてお聞きするのですが、この3駅についてどのような結局整備を依頼しているのかをお聞きしたいと思います。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 基本的には花植えと、あと草取り等のメンテナンス、それから水やりです。一応こういったことを年間を通じて実施してもらっております。

以上です。

(羽鳥) やっぱり駅といいますと、鴻巣市は3駅あるわけなのですが、市の顔ですよ。そこを飾る、彩りをどのように花でとるかということで、大変印象も変わるわけなのですが、そういう点においては業者に全てお任せなのでしょうか。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 一応入札あるいは随契の場合でも仕様書等をこちらでつくりまして、それに基づいて実施してもらっているというのが現状です。実際は事業者と打ち合わせをしまして、どういった花を、ではいつごろ植えようかということも含めて一応相談はしています。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、業者のほうはもう花のプロだから全てわかっているのでしょうか、管理する担当部署としてはどのようなことを実際に依頼されているかわからないのです。どういう花植えをしてほしいと、それぞれの季節によって、もちろんある花は違うと思うのですが、市のほうからどのような依頼をされているのかをもうちょっと具体的にお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 基本的には季節ごとの、季節に応じた花を選定をしてもらって、それを植えてもらっているというのが現状です。

(羽鳥) 植えた後の確認というのはどのようにされているのでしょうか。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 基本的には業務委託になりますので、業務委託終了後に写真、書類等で一応確認をしておりますけれども、そのほかにやはりうちのほうの職員が花壇等を定期的に見回りをしておりますので、そのときにも一応確認はしております。駅前ですと、例えば鴻巣駅前については、花のボランティアによる植え込み等もありますので、そういったときに業務委託の箇所も一応見ることはできますので、そういったことでも確認はしているところでございます。

以上です。

(羽鳥) やっぱり植えられた後に何らかの監督している方が評価しなければ、次へのいい仕事というか、いい成果が出せないと私思うのですが、それはもう頼みっ放しという形なのでしょうか。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 決してそのようなことはございませんで、実際受託業者とも打ち合わせ等を行っておりますので、頼みっ放しで全部お任せというようなことにはなっておりませんので、その辺はご安心いただければというふうに思います。

以上です。

(羽鳥) いろいろな花の催し、鴻巣市内あるわけなのですが、やはり駅の周辺が一番通行量も多いですし、意識しなくて通る方もたくさんいると思うのですが、そういう方がふと足をとめられるようなすてきなやっぱり花植えがあれば、また市の評価というか、ここに住んでいてよかったなという市民の感覚も向上すると思うのです。そういう期待に応えるための方策を今後どのようにとっていくかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 実は今年度これから実施するのですが、吹上駅の北口の駅前に街路灯に器材を組みまして、一応花飾りを行っているのですが、鴻巣駅の東口の駅前についても街路灯に飾らないかというところで、今受託業者とも話し合いを、これは直接花壇整備と違いますけれども、話し合いをして、街路灯を木でちょっとはめ込むような飾りを今つくりまして、ちょっと今写真があるのですが、後でござんいただければ……そういったことで、鴻巣ならではの花の飾り方をいろいろ研究しまして、そういったことを一応やっ

くということで、今その準備を進めているところでございます。

(羽鳥) やはり花の産地ということで、全てにおいて花の先進地になってほしいと思いますので、そういうガーデニングというか、花の飾り方も含めて今後も検討いただきたいと思っております。

それでは、次の循環型社会形成推進交付金なのですが、本年度15基から20基に追加したわけなのですが、例年どれぐらいの推移で合併浄化槽の転換が行われているのかをお聞きいたします。

(環境課長) 平成23年度からの数字を申し上げます。平成23年度は5基、平成24年度が9基、平成25年度が10基、平成26年度が12基、平成27年度が3基でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、今年度の増加が大変大きいということで、ありがたい話かもしれないのですが、これどうしてこのような形でふえたのか、それを担当部署としては分析されているかをお聞きいたします。

(環境課長) お答えいたします。

本年度から県が配管費の補助として16万1,000円、それと古い浄化槽やくみ取り便槽の撤去費で6万円、それと市のほうで上乘せとして3万円、この額をふやしました。そういうことから、28年度からは業者の営業活動もあると思いますが、かなり申し込みがふえたものと考えております。

(羽鳥) そうしますと、また来年度以降もふえていくというふうな前提で考えておられるのでしょうか。

(環境課長) 来年度も一応今年度と同じ20基を今のところ考えております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、国からの交付金はまた来年度以降も20基もらえるような前提で考えていてよろしいのでしょうか。

(環境課長) おっしゃるとおりでございます。今そのように準備を進めております。

(羽鳥) 一般的に今回20基なのですが、何人層の合併浄化槽が多いのでしょうか。

（環境課長）一番多いのは7人槽でございます。平成28年度、今年度で今のところ把握しているものが、申し込みが来ているものが5人槽が9基、7人槽が8基でございます。10人槽以上はございません。以上です。

（羽鳥）こちらのほうは今年度20基に近いわけなのですが、地域においてはどのあたりが多いのでしょうか。もうこれ3地域ばらばらなのでしょうか。

（環境課長）今年度の内訳で申し上げますと、鴻巣地域が11基、吹上地域が2基、川里地域が4基となっております。以上です。

（羽鳥）そうしますと、やはりなかなか下水道が普及しない場所、普及しそうな場所、私もその地域のほうに住んでおるのですが、そういうところにはやはりなかなか単独浄化槽も残っておりますし、こういう促進剤が入れば、より一層合併浄化槽への普及が進んでいくと思われまますので、その啓発についてどのようにお考えかをお聞きいたします。

（環境課長）まず、ご自分のお宅で使っている浄化槽が単独なのか、合併なのかということすらも認識がない方がかなりいらっしゃいます。そういったことから、広報ですとか、県のほうも出しているのですが、もちろん単独浄化槽は合併にかえてくださいと、補助金がありますので、利用してくださいと、そういう内容で広報活動を行っております。以上です。

（金子）7ページの債務負担行為の補正についてですけれども、花壇整備の業務委託、これちょっと確認ですけれども、4月1日から実施するため、いつもこの時期に今回のような補正提案というのはされているのか、ちょっと確認ですけれども。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）今回初めて債務負担で、いつも毎年新年度待ってから業者選定、それとあと契約という形になりますので、どうしてもタイムラグが生じますので、できれば特に駅前とかはもう一

年中きれいなほうがいいに決まっておりますので、4月1日からもう事業を始めたいということもありますので、駅前に限らず、なるべく4月に、すぐにもうチューリップまつりですとか、あるいは5月に花まつり等がありますので、それに間に合わなくては困りますので、今までも何とかやっちはいるのですけれども、少し余裕を見て事業のほうを展開していければということで、今回初めて債務負担のほうをお願いしたということでございます。

以上です。

（金子）今のお話の中で、4月になって当初ばたばたするよりも、今の時期で段取りをしたいということで理解できました。次年度以降についてもこのような方針かお伺いします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）基本的には同じような考え方でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

（金子）そうしますと、この時期にこのような準備をするということでございますので、昨年とは違うと、これからそういうふうな方向で行きたいということですが、昨年あたりは業者も2月か3月あたりに準備ということだったと思うのですけれども、競争とか随意契約にしても何にしても。そうしますと、業者の関係もこれから周知をして準備をしていただくような形になるかと思うのですけれども、その点を確認します。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）一応2月の終わりぐらいには入札のほうを実施したいというふうに思って、それに向けて準備のほうを進めてまいります。

以上です。

（金子）そうしますと、先ほどのお話の中で業者の数なのですけれども、それについても、これは余り変化がないというか、数的には同じような形の業者の数なのか、ちょっとお聞きします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）今契約検査課のほうにも出向いていて、業者をピックアップしている段階でございます。今回委託業務と

いうところなのですけれども、実際は物販に登録してあるところの中から委託業務業者を拾う関係がありまして、ちょっと今その選定のほうを大分詰めているところでございます。

以上です。

（金子）そうしますと、その業者なのですけれども、規模的なものということで考えると、資本金が幾らだとか、以上とか、人数が、従業員数何人以上とか、そういうふうな規定というのは、基準とかというのはお考えなのかどうか伺います。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）実際は企業規模というところでは特には考えてはいないのでございますけれども、NPO法人もありますし、あとは個人的な造園業者さんとかもありますので、今回業務委託する場所の入札金額に合わせて選定のほうをしていきたいというふうに考えております。

ただ、地域性のこともございますので、例えば今年度も随契で行いました吹上駅前につきましては、やっぱり地元の花組合さんとかのかわり合いもかなりありますので、それにつきましてはそういう方向で考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

（大塚）重ねて花壇の整備の件で伺いますが、今答弁の中で入札行為については2月末を目指すという答弁だったと思いますが、随意契約の期日、期限についてはどのように考えているのでしょうか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）まず、入札に関しましては一応2月終わりぐらいにはできたら入札のほうをしてというふうに考えておりますが、随意契約で今回入札を行いますけれども、もし万が一入札が不調ということも考えられないことはありませんので、そういったこともあって、随意契約、随契業者についても同時並行で考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

（大塚）おおむね同じタイミング、タイムスケジュールということで理解をいたしました。

その前の答弁の中で、課としては契約検査課に当たりますか、そこにいわゆる物品購入、物品販売とか備品購入のいわゆる物の売り買いの業者について今当たっているということでありましたが、なかなか花を題材というか、花にかかわるような物品販売というとな数がそんなにないような気がするのですけれども、そこら辺今の段階で業者選定に関する部分ですけれども、苦労しているような状態なのか、それともそういったことはなく、スムーズに進みそうなのか、その見込みについて伺います。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）入札の条件に合ったような業者数はそろえられる見込みでございます。

以上です。

（大塚）せっかく我が常任委員会も花に関する部分については特化して進めようというのはいもう耳に入っていると思えますけれども、今後こういった業務委託もそうなのですけれども、いつでしたか、数年前だと思えますが、花壇にきれいに植えて間もなく、その花がどこか他人の庭先に植えかえられてしまった、いわゆる持ち去りというものもあったと聞いております。それは、場合によると、植える人と見る人が違うとそういうことが起こる可能性があるのかなと思います。あくまでも今回は業務委託でいいのですけれども、今後方向性としては植える人、育てる人、イコールそのまちで生活している人、先ほどボランティアという表現も出ましたけれども、そこら辺も上手にリンクさせながら、花壇整備、花のまちづくりというのを進めるということについても当然考えるべきかなと思います。そういったことについて議論していることがもしあれば伺いたいののですが、いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）今年度花のボランティアにつきましては、我々課内でも話し合いをしまして、ボランティアの制度を少しずつ変えていこうということで今実施しているところでございます。どういったことかと申し上げますと、例えば今駅前の花壇の例えば花植えをしますといった場合、今ボランティアに登録した方にメール等で、電子メール、Eメール等で情報を流しまして来てもらうというような方法でやって、今まで来ていましたけれども、これですと、当日にならないと

何人集まるかというのがわからないのです。結局人が余り集まらなると、残りの部分は職員が植えるというふうなこともなってしまうので、その辺をきちんとやっぱり整理していこうということで、今年度、今までボランティア登録してくれた人に改めて文書を出しまして、今後もしも継続してくれるのかどうなのかということを確認を全部取りました。それで、今後もしもやっていきたいという方に関してそういった情報を流していくような形にしましたら、割と人数も今までよりは把握ができるような形になってきたというふうなことで、そういった整理を今進めておるところでございます。

なので、今後それをできればもう一歩進めて、中心になる方を何人か設けて、その方を通じて情報を流して人数も把握できればという、最終的にはそういった方向に持っていきたいというふうに考えていますけれども、どうしても中心になる方がなかなか見つからなかったり、あるいはどうしても負担がかかりますから、その辺でどうしても難しい部分があるというのが今のところの途中経過ということになりますけれども、以上でございます。

（大塚）今後市民活動に輪が広がるように期待をしつつ、合併処理浄化槽の件で1点伺いたいのですが、今現在28年12月です。今年度もまだ3カ月あります。基数については合計20基ということですが、例えば1月から3月の間に申請があった場合、取り扱いというのは具体的にどうなるのでしょうか。

（環境課長）お答えいたします。

申請をしていただいて、交付決定が出てからの工事になって、その後工事に入りまして検査まで行きますので、実際には12月を過ぎてしまおうとなかなか事務手続が難しいのが現状でございます。ですので、一応申請を受け付けするのを、便宜上といいますか、運用上では12月までというふうに考えておりまして、先ほど17基今ありますというふうにお話ししたのですが、ですから残りの今5基で補正をさせていただいたわけですが、その2基はもう申請をいただいているのですが、残りの3基につきましても既に業者と打ち合わせをしておりますので、全て申請が出

てくる予定となっております。

以上です。

（大塚）確かに交付決定しないと、いただけるものもいただけないわけですから、そこら辺間違っても同額あるいは同等程度の交付というか、補助を市単独で対応できるということは非常に難しいかなと思います、予算的なものもありますので。ただ、これから環境保全または生活改善等の中では、合併処理浄化槽の普及を進めるとなると、市としてはやっぱり別の手だてもあわせ持っておかないと、いろんな対応がしづらくなることあるのではないかなと思うのです。これは今後の課題になると思うのですけれども、合併処理浄化槽に関して、設置、入れかえに関して、国や県の交付金を当てにするのと同時に、市としても先ほど上乗せ3万円という話が出ましたが、それ以上に本来は可能であれば上乗せを検討しつつ、それと同時に私は、先ほど出ました7条検査、11条検査というのを徹底していくようにセットで市としての対応をしていくというのが一番望ましいかなと思いますが、そこら辺についても何か方策というよりも今後の見込み、方向性として必要性があると私は感じておりますが、もしできたら、考えがあれば部長さんにお伺いをしたいのですが、いかがでしょうか。

（環境経済部長）確かに公共用水域の水質を守っていくということで必要なことでもあります。確かにデータによると、まだ単独の浄化槽の場所があるといったところで、年間十数基という状況でございますので、これはもっと推進していかななくてはならないなと思います。確かにいい提案をいただきました。セットで維持管理面につきましてもどうなのかと、そういった市の補助、皆さんにお願いして上乗せをこの28年からさせていただいたのですけれども、それ以上というのは、限られた予算の中でやっていかななくてはならないので、担当部としてもやっていかなければならないとは思いますが。ただ、やっぱり片っ方に個人の資産という部分もありますので、その辺の兼ね合いというのはやはり社会情勢というのですか、近隣の自治体の対応とか、その辺を比較検討しながら研究させていただきたいなと思います。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、鴻巣の花を見て育てて贈ってふれあう花生活促進条例について議題とします。

既に11月25日に説明し、委員の皆様のご了承をいただいておりますので、委員会で決定したいと思っております。

お諮りいたします。鴻巣の花を見て育てて贈ってふれあう花生活促進条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。

以上で付託されました案件等の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 10 分)